

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：令和5年5月29日（令和5年（行情）諮問第445号）

答申日：令和6年9月25日（令和6年度（行情）答申第416号）

事件名：特定会社の事業計画認定に係る再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書添付書類の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書（平成30年12月20日、特定法人A、設備ID：特定ID）」及び当該添付書類一式（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定（後記第二決定）については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年12月15日付け20221019公開九州第1号により九州経済産業局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「第一決定」という。）について、「バイオマス燃料の調達及び使用計画書」の不開示部分の開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

第一決定の対象文書である「バイオマス燃料の調達及び使用計画書」は令和3年に特定県特定市の住民から開示請求が出され、処分庁が開示した文書（資料1（記載省略））であるにもかかわらず、第一決定においてのみ、資料1とは異なる開示内容となっている（資料2（記載省略））。すでに開示した文書を不開示にすることに合理性はなく、さらには第一決定によって情報公開制度の信頼性を損なう結果となっているため、第一決定の取り消しを求めるものである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 事案の概要

(1) 審査請求人は、令和4年10月17日付けで、法4条1項の規定に基づき、処分庁に対し、「・特定県特定市で特定法人A及び特定法人Bが整備を進めているバイオマス発電事業に関する、再生可能エネルギー発電事業計画の新規及び変更認定申請書（添付文書含む。）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は、同月19日付けでこれを受け付けた。

- (2) 本件開示請求に対し、処分庁は、法10条2項の規定に基づき開示決定等の期限の延長をして、本件対象文書を含む文書を下記第3の2のとおり特定し、当該文書について法13条1項の規定に基づき第三者に対する意見提出機会の付与を行った上で、下記第3の2のとおり、法9条1項の規定に基づき、令和4年12月15日付け20221019公開九州第1号をもって、法5条1号、同条2号イ及び同条6号の不開示情報に該当する部分を除き、これを開示する第一決定を行った。
- (3) 第一決定に対し、開示請求者である審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）4条3号の規定に基づき、令和5年2月28日付けで、経済産業大臣（以下「諮問庁」という。）に対し、下記第3の2で掲げる文書1（本件対象文書）のうち「バイオマス燃料の調達及び使用計画書」の不開示部分の全部を開示することを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) その後、令和5年3月31日付けで、上記（2）の法13条1項の規定に基づく意見提出機会の付与を行った第三者から処分庁へ、不開示意見の一部を修正した意見書の提出があった。処分庁は、当該修正意見内容等を踏まえて改めて精査をし、法9条1項の規定に基づき、令和5年4月11日付け20230411公開九州第1号をもって、第一決定で不開示とした部分の一部を開示に変更する決定（以下、「第二決定」といい、「第一決定」と併せて「原処分」という。）を行った。
- (5) 本件審査請求を受け、諮問庁において、原処分の妥当性につき改めて慎重に精査したところ、本件審査請求には理由がないと認められたため、諮問庁による裁決で本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

## 2 審査請求に係る行政文書

原処分において特定した文書は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する法律9条及び10条の規定により、特定法人Aから九州経済産業局へ提出された、特定県特定市でのバイオマス発電事業の計画認定に係る以下の申請書3件（それぞれ添付資料を含む）である。

文書1 「再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書（平成30年12月20日、特定法人A、設備ID：特定ID）」及び当該添付書類一式

文書2 「再生可能エネルギー発電事業計画変更認定申請書（2020年11月30日、特定法人A、設備ID：特定ID）」及び当該添付書類一式

文書3 「再生可能エネルギー発電事業計画変更等認定申請書（202

2年6月28日，特定法人A，設備ID：特定ID）」及び当該添付書類一式

### 3 原処分における処分庁の決定及びその理由

処分庁は，本件対象文書について，法9条1項の規定に基づき，法5条1号，2号イ及び6号の不開示情報に該当する部分を除き，開示する原処分を行った。原処分のうち，不開示とした部分（以下「不開示維持部分」という。）とその理由は，具体的には，以下のとおりである。

本件対象文書中の「バイオマス燃料の調達及び使用計画書」記載のうち，「2. 国内の森林に係る木質バイオマス燃料の概況」における記載のうち（「（1）使用予定量，調達方法等」記載の一部（林業事業者等，年間調達数量，素材の調達地域（市町村）），「（2）チップ等加工事業者」記載の一部（現状の原材料入荷量，今後の原材料入荷計画量，原材料の確保に向けた方策），「（3）伐出事業者の供給計画」記載の一部（伐出事業者，団体認定番号，現状の素材生産量，今後の素材生産計画量，発電用木材の確保に向けた方策），「（5）木質バイオマス燃料の価格構成」記載の一部（山元価格，運送料，チップ・ペレット加工費，運送料，発電所着価格））及び「4. バイオマス燃料の入手ルート」記載のうち「（1）木質チップ（間伐材）」記載の一部（一部の事業者名）については，公にすることにより，本件事業に係る事業経営情報の一端が明らかとなり，本件事業実施法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり，法5条2号イに該当するため，不開示とした。

また，「6. 燃料供給者等関係者との調整状況」記載のうち，「地方公務員の個人名」については，特定の個人を識別することができるものであり，法5条1号にも該当するため，不開示とした。

### 4 審査請求人の主張についての検討

- (1) 審査請求人は，処分庁が，法5条1号及び2号イの不開示情報に該当するとし不開示とした不開示維持部分を開示することを求めているので，以下，不開示維持部分の不開示情報該当性について，具体的に検討する。
- (2) 不開示維持部分のうち，「6. 燃料供給者等関係者との調整状況」の「地方公務員の個人名」については，特定の個人を識別することができるものであり，法5条1号の不開示情報に該当し，不開示としたことは妥当である。
- (3) 不開示維持部分のうち，「2. 国内の森林に係る木質バイオマス燃料の概況」における記載のうち（「（1）使用予定量，調達方法等」記載の一部（林業事業者等，年間調達数量，素材の調達地域（市町村）），「（2）チップ等加工事業者」記載の一部（現状の原材料入荷量，今後の原材料入荷計画量，原材料の確保に向けた方策），「（3）伐出事業者の供給計画」記載の一部（伐出事業者，団体認定番号，現状の素材

生産量，今後の素材生産計画量，発電用木材の確保に向けた方策），「（５）木質バイオマス燃料の価格構成」記載の一部（山元価格，運送料，チップ・ペレット加工費，運送料，発電所着価格）及び「４．バイオマス燃料の入手ルート」記載のうち「（１）木質チップ（間伐材）」記載の一部（一部の事業者名）については，事業の根幹に関わる情報であり，ここに記載された具体的内容は，林業事業者，チップ加工事業者，伐出事業者及び発電事業者等が多大な時間とコストをかけて検討し，それぞれ相手方と交渉・契約等を得た上で決定する事項であって事業者の営業努力によって得られた取引情報・営業秘密に該当する事項である。

したがって，当該部分は，公にすることにより，競合関係にある他社等が容易に燃料や事業計画を模倣したり，同一の木材・チップ等の調達元事業者に対してより安価な価格を提示して不当に有利な競争を行ったりすることが可能となり，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり，法５条２号イの不開示情報に該当し，不開示としたことは妥当である。

#### ５ 結論

以上により，本件審査請求については何ら理由がなく，原処分の正当性を覆すものではない。

したがって，本件審査請求については，棄却することとしたい。

#### 第４ 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- |   |           |               |
|---|-----------|---------------|
| ① | 令和５年５月２９日 | 諮問の受理         |
| ② | 同日        | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 令和６年８月８日  | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ④ | 同年９月１８日   | 審議            |

#### 第５ 審査会の判断の理由

##### １ 本件対象文書について

本件開示請求は，本件対象文書を含む文書の開示を求めるものであり，処分庁は，上記第３の２に掲げる文書１（本件対象文書）ないし文書３の一部について，法５条１号，２号イ及び６号に該当するとして不開示とする第一決定を行った。加えて，処分庁は，本件審査請求の受付後に，第一決定において不開示とした部分の一部を開示する第二決定を行った。

これに対し，審査請求書の内容に鑑みれば，審査請求人は，本件対象文書中「バイオマス燃料の調達及び使用計画書」について，法５条１号及び２号イに該当するとして不開示とされた部分の開示を求めていると解される。

本件審査請求に対し，諮問庁は，審査請求人が開示を求める部分のうち，

処分庁が第二決定においてなお不開示とした別表に掲げる部分（以下「本件不開示部分」という。）については、不開示を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 当審査会において、本件対象文書を見分したところ、本件不開示部分は、本件対象文書中「バイオマス燃料の調達及び使用計画書」と題された文書（以下「燃料計画書」という。）の記載の一部であることが認められる。

(2) 本件不開示部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおり説明があった。

ア 燃料計画書は、再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書の添付書類であり、本件不開示部分には、特定法人Aが公にしている発電事業に当たっての木質バイオマス燃料の調達に関する取引予定事業者の名称、当該事業者の生産能力及びコストに関する情報（以下「調達情報」という。）並びに特定法人Aが説明を行った特定県の職員の氏名及び役職が記載されている。

イ 調達情報を公にすると、特定法人Aと競合関係にある事業者等が事業計画を模倣し、当該法人の取引先に対して不当な働きかけを行う等の対抗措置を行うことが可能となり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある、

ウ 特定法人Aが説明を行った特定県の職員は、非管理職の役職に就く者であり、公表慣行があるとは認められなかったため、不開示とした。

(3) 以下、検討する。

ア 調達情報について

当該部分には、上記（1）アで諮問庁が説明する内容が記載されていることが認められる。

当該部分を不開示とした理由について、諮問庁は、上記第3の4（3）及び上記（1）イにおいて、当該部分に記載された情報は、特定法人Aの営業努力によって得られた取引情報・営業秘密に該当するものであり、当該部分を公にすると、当該法人と競合関係にある他者が当該法人の取引先に対して不当な働きかけを行う等の対抗措置を行うことが可能となる旨説明する。

諮問庁の上記説明は、否定し難く、当該部分を公にすることにより、当該法人と競合関係にある他者等が当該法人の取引先に対して不当な働きかけを行うことが可能となる等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 特定県の職員の氏名及び役職について

当該部分には、特定県の職員の氏名及び役職が記載されており、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

また、当該職員の氏名については公表慣行があるとは認められないとする上記(1)ウの諮問庁の説明を覆すに足る事情も認められない。さらに、当該部分は、個人識別部分に該当するので、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ及び6号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同条1号及び2号イに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 太田匡彦, 委員 佐藤郁美

別表 審査請求人が開示を求める部分

	第一決定において 不開示とした部分	第二決定において 開示した部分	本件不開示部分
1. バイオマス燃料の使用 予定数量等の 総括	年間使用数量，調達 事業者及び収集地域 （都道府県・原産 国）に関する記載	全て	—
2. (1) 使用 予定量，調 達方法等	林業事業体等，年間 調達数量，素材の調 達地域（都道府 県），素材の調達地 域（市町村）及び加 工事業者に関する記 載	素材の調達地域（都 道府県）及び加工事 業者に関する記載	林業事業体等， 年間調達数量及 び素材の調達地 域（市町村）に 関する記載
2. (2) チ ップ等加工事 業者	加工事業者，団体認 定番号，現状の原材 料入荷量，今後の原 材料入荷計画量及び 原材料の確保に向け た方策に関する記載	加工事業者及び団体 認定番号に関する記 載	現状の原材料入 荷量，今後の原 材料入荷計画量 及び原材料の確 保に向けた方策 に関する記載
2. (3) 伐 出事業者の供 給計画	伐出事業者，団体認 定番号，現状の素材 生産量，今後の素材 生産計画量及び発電 用木材の確保に向け た方策に関する記載	なし	第一決定のとおり
2. (5) 木 質バイオマス 燃料の価格構 成	①山元価格，②運送 料，③チップ・ペレ ット加工費，④運送 料及び⑤発電所着価 格に関する記載	なし	第一決定のとおり
4. (1) 木 質チップ（間 伐材）	森林所有者の直接販 売先及び特定発電所 の直接購入先に関す る記載	特定発電所の直接購 入先に関する記載	森林所有者の直 接販売先に関す る記載
5. 燃焼灰の 処理	記載の一部	なし	第一決定のとおり

6. 燃料供給者等関係者との調整状況	表中の調整状況に関する記載	表中の調整状況に関する記載のうち特定県の職員の氏名及び役職を除いた部分の記載	特定県の職員の氏名及び役職に関する記載
--------------------	---------------	--	---------------------

※当審査会事務局において整理した。